

# 令和4年度 第1回長野県公共事業評価監視委員会

日時 令和4年8月1日(月) 14時～16時20分

場所 長野県JAビル12E会議室

## 1 開会

(事務局)

本日は、大変お忙しいところ当委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第1回長野県公共事業評価監視委員会」を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、長野県総務部コンプライアンス・行政経営課政策評価室の西山広一と申します。よろしく申し上げます。開会にあたりまして、長野県総務部長玉井直より、ごあいさつ申し上げます。

## 2 あいさつ

(玉井総務部長)

総務部長の玉井でございます。本日はよろしくお願いたします。令和4年度の第1回長野県公共事業評価監視委員会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては、日ごろより各分野におきまして長野県行政に対し御理解、御協力を賜りまして、感謝申し上げます。また、今年度の委員改選にあたりましては、委員御就任をいただきまして、また本日御多用の中、御出席をいただき、重ねて御礼を申し上げます。公共事業評価制度につきましては、昨年度までは建設部が所管をしておりましたけれども、今年度からより一層の客観性、公平性を図る観点ということで、総務部に新たに政策評価室を設置いたしまして、県が実施する施策全体とともに一元的に評価を実施していく体制を整えた次第でございます。県政運営の観点から、より効率的で県民に分かりやすい公共事業評価となるよう努めてまいり所存でございます。

さて本県では、令和元年の東日本台風災害から一昨年、昨年と続けまして大きな災害に見舞われまして、その復旧復興に現在努めているところでございます。さらに近年の災害の頻発化、激甚化に備えまして、国の国土強靱化のための5か年加速化対策、これを最大限活用して、公共事業を集中的に実施しているところでございます。これらの公共事業の実施にあたりましては、限られた財源を、いかに重要かつ緊急性のある事業を厳選して、また適切な規模で進めていくことが重要であり必要だと考えています。そのため、本年度は、新規事業について事業着手の妥当性の基準を明確にし、またかつ優先度をより明確に判断できるような仕組みを検討しているところでございますので、また制度の方向性がまとまった段階で、委員の皆様にもお示しをしたいと考えております。

本日は、評価案件として、新規箇所2箇所、再評価13箇所、事後評価9箇所の計24箇所、また安曇野市の新規評価1箇所の内容を御確認いただく予定でございます。それぞれ担当課から、県の評価案を説明させていただきますして、詳細審議箇所を選定いただきたいと思いますと考えております。委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきま

して、公共事業の実施に反映させてまいりたいと考えておりますので、審議のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。ここで、総務部長は今日所用がございますので、退席させていただきます。

### 3 委員紹介

(事務局)

それでは次第に従ひまして、これより評価監視委員会を開催させていただきます。

本委員会は「長野県附属機関条例」に基づいて開催しております。条例については、参考資料に添付してありますので、後ほど御確認をお願いいたします。

また、会議は公開で行ひ、議事録を県ホームページで公表いたしますので、御承知おきください。

続いて、本日の委員の御出席について御報告いたします。本日の出席者、Zoom参加を含めまして10名全員の参加になります。

委員の皆様のお紹介をさせていただきます。五十音順になります。御了承願ひます。

NPO法人やまぼうし自然学校代表理事の加々美貴代委員。

屋代木材株式会社取締役社長の北村洋子委員。

長野大学副学長で環境ツーリズム学部教授の熊谷圭介委員。

NPO法人長野県介護支援専門員協会会長の小林広美委員。

弁護士の五味弘行委員。

信州大学工学部准教授の小山茂委員。

一般社団法人軽井沢観光協会事務局次長の新宅弘恵委員。

信州大学工学部准教授の豊田政史委員。

長野工業高等専門学校名誉教授の永藤壽宮委員。

長野工業高等専門学校教授の古本吉倫委員。

本日、委員全員の出席をいただいております。過半数に達しておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定によりまして本委員会が成立していることを御報告いたします。

### 4 委員長選出

(事務局)

それでは、次第4の、委員長等の選出をお願いしたいと思います。長野県附属機関条例第5条第1項によりまして、委員長は委員の互選により選出すること、また、第3項により委員長代理は委員長が指名することとなっております。本年度委員の改選がありましたので、まず委員長の選任について、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。何か御意見

のある方いらっしゃいますでしょうか。

(北村委員)

昨年度も委員長をお務めいただき、長野県の公共事業に精通されていらっしゃる、永藤委員を推薦させていただきたいと思います。

(事務局)

ただ今、北村委員から永藤委員を推薦する御提案がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(委員)

異議ありません。賛成です。

(事務局)

よろしいですか。ありがとうございます。御承認いただいたということで、永藤委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは永藤委員長、委員長席に移っていただきまして、ごあいさつと、併せて委員長代理の指名をお願いしたいと思います。

## 5 委員長あいさつ

(永藤委員長)

今委員長に御指名いただきました永藤です。またよろしく願いいたします。先ほども総務部長からお話ありましたが、近年、甚大なる自然災害が多発しておりまして、本県でも3年連続で災害に見舞われております。先ほどのように、激甚化とか、それから頻発化している災害に備えて、防災、減災の観点から、県土強靱化を促進、推進するために、水害とか土砂災害対策や施設の老朽化だとか、それから災害の際の道路ネットワークの構築等、社会基盤の公共事業の必要性が非常に、一層高まっていると思います。本県におきましては、もともと公共事業の実施に当たり、事業着手前や事業実施中、それから事業の完了後の各段階で評価するという公共事業評価制度が構築されており、本年この制度に基づいて、新規評価、再評価、事後評価について、県の評価の妥当性等について、その事業の必要性だとか、それから進捗状況、事業効果の発現状況などの観点から、長野県民のより一層の幸福のため、また皆様の委員の方々から公共事業の理解と促進と一層の透明性の確保や、新たな技術、それから実施箇所のコスト縮減、予算の効率化、重点化などの観点などを含め、さまざまな御意見を委員の皆様からいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

委員長代理にはですね、ここにおられます熊谷委員を指名したいんですがよろしいでしょうか。

(熊谷委員)

承知しました。

(永藤委員長)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。よろしくお願ひします。これより議事に入りますけれども、リモート参加の皆様につきましては、御発言いただくとき以外は音声をミュートにしてお願ひいたします。御発言がありましたら、マイクをオンにしてお申し出ください。Zoomの挙手機能を使っただけでも構いません。また、音声が聞き取りにくいなど、審議に支障があれば会議中でも遠慮なくマイクをオンにしてお申し出いただければと思ひます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の委員会は、ペーパーレスで行います。会場の皆様方は、お手元にタブレット端末を御用意してございますので、そちらをご覧ください。1週間前に委員の皆様方に送信しています「事前送付資料」は、資料1から資料6のフォルダに分かれています。資料1は、「令和4年度公共事業評価について」、資料2から資料5までが箇所ごとの評価資料となっており、資料2が安曇野市の評価案件でございます。資料3以降は長野県の評価案件で、資料3が「新規評価」、資料4が「再評価」、資料5が「事後評価」となっております。なお、本日の県の説明及び質疑応答は、所管する課ごとに行います。「当日説明資料」というフォルダがあるかと思ひますので、そちらを開いていただくと、課ごとにまとめて保存してございます。本日はそちらのフォルダを使用いただければ分かりやすいかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。リモート参加の委員の皆様は、直前に送付しましたデータの方、そちらの方を見ていただければと思ひます。最後に、資料6になりますけれども、本日の最後の議事で、詳細審議箇所の抽出を行っていただく際の事務局案となっておりますので、後ほど御説明いたします。なお、参考資料として、長野県附属機関条例、長野県及び安曇野市の実施要綱・要領を保存してあります。資料の御確認をしていただきまして、またタブレット操作等、大丈夫ですかね。

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、附属機関条例第6条第1項により、永藤委員長にお願ひいたします。永藤委員長、よろしくお願ひします。

## 6 議事

### (1) 令和4年度公共事業評価について

(永藤委員長)

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。(1) 令和4年度公共事業評価について、事務局から説明をお願ひいたします。

(政策評価室)

政策評価室長の水野と申します。私から資料1「長野県公共事業評価について」を御説明させていただきます。資料1をお開きください。

公共事業評価の概要ということで、1枚ものになっております。まず1番、評価の目的ですが、この評価を実施することによりまして、事業の一層の効率化、重点化、そして実施過程の透明性の向上を図るということでもあります。2番目のところに、評価の種類ございますが、こちらに記載のとおり、新規評価、再評価、それから事後評価と3つの種類となっております。続きまして2ページ目をお願いいたします。2ページ目、事業の実施フローでありますけれども、一番上の新規評価のところでご覧いただければと思います。中ほど右側のところに少し色付きになっておりますのが、この委員会でありまして、公共事業評価監視委員会ということでございます。こちらにつきまして、左側の方の、県の委員会、県の内部的な委員会で作成をいたしました県の評価案につきまして御審議をお願いいたします。県は、こちらの委員会からいただきました御意見を踏まえて県の評価を決定するという流れであります。再評価、事後評価も同様の流れであります。続きまして4ページ目をお願いいたします。実施要領の一部改正というページでございます。昨年、こちらの委員会から御意見を頂戴いたしまして、今年から再評価の対象箇所を追加いたしました。中ほど囲みの中の下線が付してあるところではありますが、全体事業費が著しく増加する場合、そうしたものにつきましても再評価の対象といたしまして、内容あるいは事業継続の妥当性について評価をするということにいたしました。今回は2箇所が評価対象として加わっております。次の5ページをお願いいたします。この委員会のスケジュールでございます。下段の方でありますけれども、第1回が本日でありまして、この後箇所ごとに担当課の方から御説明をさせていただきます。今後の現地調査など行っていただきます詳細審議の箇所の抽出というのを委員の皆様をお願いできればと思います。第2回、第3回の詳細審議を経まして、第4回で意見書のとりまとめをお願いする予定であります。次の6ページをお願いいたします。細かい表になっております。こちらが審議対象箇所の一覧でございます。このページは県が事業主体のものであります。一番上の方が新規評価ということで、10億円以上の箇所、こちらは例年よりちょっと少なく1件と、それから5年以上評価を実施していない事業種類の代表箇所1件です。中段のところは再評価ということでございます。記載の13箇所あります。このうち、1つ目と8番目の事業が、先ほど御説明いたしました、今回追加をいたしました全体事業費が増加する案件ということになります。一番下、下段のところですが、事後評価なんですけれども、こちらは完了後5年ほど経過した箇所から、抽出をいたしまして、9箇所を抽出いたしております。事業種類ごとに事業費が大きい箇所ですとか、あるいは所管事務所のこれまでの事後評価の実績などを考慮して選定をいたしております。次のページをお願いいたします。こちらですが、安曇野市が事業主体となる事業1件につきまして、安曇野市長から審議の依頼がございました。公共事業評価の実施要領では、当委員会が必要と認めた場合に審議を行うことができる、とされております。今回の案件につきましては、国の補助事業採択の要件としまして、有識者による審議が必要とされているとお聞きをいたしております。本件を審査の対象とすることにつきましても、併せてお諮りをさせていただきます。事務局からの説明は以上でございます。

(永藤委員長)

ありがとうございました。それではですね、ただ今の説明に御質問がございましたらお

願いいたします。どうでしょうか。それからまた、安曇野市から審査の依頼がありましたけれども、これを審議対象とすることに御異議ありませんか。どうでしょうか。よろしいですかね。異議なしと認めますので、安曇野市の案件を審議対象といたしますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから各事業の説明をお願いいたしますけれども、先ほど事務局から説明がありましたとおり、できるだけ短時間で円滑に会議を開催するために、委員の皆様事前に資料を配布してもらっております。皆様におかれましては、すでに資料等を御確認されていますので、本日は各事業種類の代表的な箇所のみ説明してもらおうこととします。県の評価案についての御意見、内容について確認したい点などがありましたら、質疑応答の際に御発言ください。また、本年度の審議案件は25箇所ありまして、これだけの案件数ですと全箇所を詳細に審議することは難しいため、詳細に審議する箇所を抽出したいと思います。審議箇所を抽出する根拠ですが、参考資料にあると思いますが、長野県公共事業評価実施要領が添付されています。この要領の第16に「監視委員会の役割」の規定があります。ここに、『監視委員会は、県が作成した新規評価、再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表、及び新規評価案、再評価案及び事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象箇所を抽出する。』とありますので、御確認をお願いいたします。要綱の第16です。それで、本日の会議の進め方につきましては、まず、安曇野市、それから県の担当課ごとの説明をお聞きし、その都度一括して質疑応答の時間を取ることでいかがでしょうか。よろしいですか。また、詳細審議箇所の抽出については、全ての審議終了後に検討することとしてよいでしょうか。

## (2) 令和4年度安曇野市公共事業評価（新規）について

(永藤委員長)

それでは、安曇野市の事業について審議を行います。市の評価案について、説明をお願いいたします。説明時間はおおむね4分程度でお願いいたします。

(安曇野市都市建設部)

日ごろより大変お世話になっております。私、安曇野市都市建設部長の今吉と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。本日、安曇野市より、道路改築事業1件につきまして、審議をお願いしております。資料2をお願いいたします。昨年度、県事業としまして、当委員会で審議をさせていただきました、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路「安曇野道路」がおかげさまで今年度より事業化となりましたことから、既存道路から安曇野道路にアクセスする道路につきまして、安曇野市事業として新規事業化をしたいと考えているものでございます。詳細につきましては担当の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(安曇野市都市建設部)

安曇野市都市建設部建設整備課の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは資料の説明をさせていただきます。資料の1ページを

ご覧ください。事業名は道路改築市道明科 4036 号線でございます。本道路は長野県で今年度から新規事業化として実施中の地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の安曇野市新設区間である「安曇野道路」と国道 19 号とを結ぶ路線となります。資料 1 ページ右上の事業概要説明図表の平面図をご覧ください。緑色が松本糸魚川連絡道路安曇野道路で、地図の下側、東側に国道 19 号がございます。またその右側に、北側に明科地域と呼ばれる地域がございます。本路線は、松本糸魚川連絡道路と明科地域とを結ぶメインのアクセス道路となります。資料左上の 3 段目の事業目的をご覧ください。2 行目真ん中あたりからですが、効率的で質の高い交通ネットワークの一部を形成し、広域的な交流連携を図るとともに、ほかの地域へのアクセス性の向上、地域高規格道路インターチェンジ周辺の渋滞緩和、交通事故減少、また産業や観光の振興などを図るということを目的としています。安曇野市総合計画では、基本施策 4-4-1 道路整備の推進に位置づけられ、市の国土強靱化地域計画や道路整備推進計画では、松本糸魚川連絡道路へのアクセス道路の整備として記載があります。計画交通量は、令和 22 年の推計で 1 日当たり 7,000 台となっております。事業期間は令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間で予定しております。全体事業費は約 11 億円で費用対効果は 3.0 となっております。事業延長は約 800 メートルでして、これは明科 4036 号線のみでの延長でございます。国道交差点部分の双方に右折レーンを設置する計画でありますため、国道側の改良も必要となります。全体事業費には国道の部分も含まれております。続いて評価の視点についてです。必要性につきましては、計画交通量が日当たり 7,000 台であり、地域高規格道路へのアクセス道路のため、評価は A としております。重要性につきましては、市の国土強靱化地域計画など関連計画に位置付けられていること、また緊急輸送道路同士を結ぶ路線ということで評価は A としております。効率性につきましては、事業期間が 6 年間、また工法等について高度な比較検討までは行っていないため、評価は B としております。緊急性につきましては、対象路線での事故が多く、また代替道路がない、また歩道の設置を行うということで、評価は A としております。計画の熟度につきましては、地域住民等へは段階を踏んだ説明を行いながら検討を進めております。住民との協働につきましては、今のところ予定されていないこともありまして、評価は B としております。以上から、総合評価は A 評価としております。詳細につきましては 2 ページの様式 1-3 に記載しておりますので、また後ほど御確認いただきたいと思います。資料 1 ページの左下、安曇野市公共事業評価委員会の意見でございますが、記載のとおり事業着手が妥当との判断であります。市道明科 4036 号線の説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

(永藤委員長)

よろしいですか。それでは、質疑応答の時間は 4 分程度でお願いしますが、皆さん、どうでしょうか。御意見ある方は。

では、私の方からよろしいですか。この高規格道路の詳細についてというのはもう決まっているんですか。要するに、安曇野市の方で企画されているルート of 始点と終点の高低差とか、そのへんのことはどんな感じになっているんですか。そのへんのこともまた調べていただいて、今どうこうというのではなくてですね、始点と終点で、高低差でも盛土なのか切土なのか分かりませんが、いずれにしても、いずれにしても地元の住民との話し合いがきちり

できていないと、また非常にややこしい問題になる可能性があるのもそのへんのところだけしっかりと注意していただけたらと思います。

(安曇野市都市建設部)

はい、承知いたしました。

(永藤委員長)

皆さん、御意見どうでしょうか。

(熊谷委員)

御説明ありがとうございます。緊急性のところ、過去5年間交通事故が6件、と書かれてありますが、これはどこでどのような事故が発生していたということなんですか。

(安曇野市都市建設部)

この路線全体として、国道19号との交差点部分で2件、そのほか市道明科4036号線沿いの交差点等で4件という内訳となっています。

(熊谷委員)

主に歩行者、ということですか。

(安曇野市都市建設部)

主に車両同士です。

(北村委員)

写真が現況の写真なんですか。今この状態の道路ということなんでしょうか。

(安曇野市都市建設部)

はい、そうです。

(北村委員)

特に信号があるとかそういうことはないのでしょうか。

(安曇野市都市建設部)

信号はありません。

(永藤委員長)

はい、ありがとうございました。熊谷先生と北村先生、ありがとうございました。どうでしょうか。ほかに御意見ありますでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

### (3) 令和4年度長野県公共事業評価（新規・再・事後）について

(永藤委員長)

それでは続いて、県の評価案の説明をお願いいたします。最初に、農地整備課の所管事業について審議を行います。新規評価1「福島」、それから再評価2「西塩田」の説明を一括してお願いいたします。

(農地整備課)

農地整備課の釘持と申します。私の方から新規、再評価について説明をさせていただきます。

資料3、ページ1-1、様式1-2をご覧ください。まず事業内容について説明いたします。事業名は県営農村地域防災減災事業、箇所名は福島、関係市町村は須坂市です。事業目的を御説明いたします。資料右側、事業概要説明図表と計画一般図をあわせてご覧ください。当地区は須坂市西部に位置する千曲川と百々川に囲まれた低地帯です。赤い区域が保全対象となる受益地139.5haとなります。昭和41年に福島北排水機場が整備され、その後、昭和58年の豪雨災害及び土地利用の変化等による排水量の増加に対応するため、平成7年に福島排水機場、機場写真の上側になりますが、増設されました。近年老朽化によるエンジン出力低下等の機能低下が進み、部品がないなど維持管理が困難となっております。一番下の写真が老朽化した福島北排水機場のポンプの劣化状況です。また水田からシャインマスカットなど高収益作物への畑地転換等が進み、排水量が増加するなどポンプ能力不足が顕著となっております。このため、両排水機場のポンプ設備を更新し、排水能力を強化することにより農地、農業用施設をはじめ、人家、公共施設等の安全確保を図ることを目的とし、排水機場の整備を行うものです。排水ポンプの強化は、平面図の下段右側、増強工法イメージをご覧ください。ポンプ内に規格の大きい羽根車を配置することで排水能力を向上させる技術を採用し、ポンプの口径は改修前と同じとすることで既設の排水管を利用することを可能として、コストの縮減も図っております。左の事業概要に戻ります。事業による整備内容は、排水機場の整備更新が2箇所、排水ポンプが各機場3機、全部で6機を増強整備するものです。これにより排水能力が毎秒12.5m<sup>3</sup>から17.5m<sup>3</sup>に増強されます。事業期間は令和5年度から令和10年度、全体事業費は18億円で、費用の負担割合は記載のとおりです。事業効果は6.5となります。次に、表右下、事業周辺環境について説明いたします。主なものについて説明します。②地域からの要望、経緯及び地域の関わりですが、平成29年ころから須坂市長及び須坂市議会などから、毎年排水機場の増強について陳情を受けております。③番、事業説明等の経緯です。須坂市が中心となり、水防協議会において排水機場の増強等の情報共有を図り、事業化に向け地域住民の理解醸成を図ってきております。④の他事業プロジェクトとの整合・関連ですが、令和元年東日本台風災害を踏まえた信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの防災減災対策の一項目、排水機場の増強、耐水化に位置づけられております。次に資料左下、評価の視点について説明いたします。必要性については、保全対象の人家戸数255戸、県道長野須坂インター線などの公共施設、農地104ha等があり、A評価としております。重要性につきましては、受益地内の排水機場依存度は100%であり、長野県地域防災計画に位置付けられており、A

評価。効率性は費用便益比 6.51 であり、工法の比較検討を行い、既存施設活用によるコスト縮減等が図られており、A 評価。緊急性はポンプ設備の耐用年数が超過し、機能低下が発生していること、また令和元年東日本台風による大規模湛水のほか、5 年以内に複数回の湛水被害が発生していること、また修復可能なエンジンを代用品で応急措置しており、早急な対応が必要なことから A 評価です。計画の熟度については、市や地域住民は協力的であり、事業計画に対して要望をされていること、施設の操作は住民との協働がなされていることから A 評価です。以上から総合評価は A としております。詳細につきましては、10 ページ、様式 1-3 に記載しておりますので、後ほど御確認ください。資料左下です。事業を所管する農政部公共事業評価委員会の意見は、排水機場ポンプ設備の老朽化に伴う機能低下が生じており、近年増加する排水量に対応したポンプ増強も必要であるため、早期の事業着手が妥当であるとの判断です。新規地区の説明は以上です。

続きまして、再評価、西塩田地区の説明を行います。様式 2-2-1、再評価シートをご覧ください。ページ 2-1 になります。資料左上、事業内容について説明いたします。事業名は県営農村地域防災減災事業、箇所名は西塩田、関係市町村は上田市です。当初総事業費は 16 億 5,000 万円、現在の全体総事業費は 25 億 6,000 万円、増加総額は 9 億 1,700 万円となっております。その下、再評価となった事由は、事業採択後長期間（10 年間）が経過している箇所、要領第 2 号要件です。2013 年度に着手し現在 10 年目、完成予定年度は 2024 年度となっております。資料右側、事業の背景について、次ページ以降の資料により説明いたします。資料 2-2 をお願いいたします。本地区の利水は、産川を水源とし、①番の番号がついております、左下の沢山池ですが、本地区の最上流に位置するこの沢山池でいったん貯留させた水を必要に応じて再度河川に放流しております。この沢山池から放流された用水を下流のため池群に配水し、塩田地域全体の水田を潤しています。しかし、多くのため池は江戸時代初期から中期に築造されてから現在まで抜本的な改修は行われておらず、洪水吐の断面不足や放流設備の機能不全、耐震性の不足など、ため池を安全に保つ上での課題を抱えております。そのため、水利用が密接に関連する 17 箇所のため池を一体的に整備し、地域の用水とため池の安全を確保するために、本事業を実施してきているところです。現在の進捗ですが、左中央下の表をご覧ください。整備するため池と、ため池ごとの整備内容一覧です。黄色のため池は改修済で 12 箇所、赤色は本年度以降完了する箇所で 5 箇所となっております。続いてページ 2-4、様式 2-5 をお願いいたします。再評価となりました事由、経緯について説明いたします。資料左の中央説明欄、耐震対策工の追加です。本地区は老朽化したため池設備の更新整備を主体として、平成 25 年度に採択されました。その後、平成 23 年の東日本大震災を契機にため池の耐震対策に関する設計基準が平成 27 年に改訂されたことを受け、耐震性の調査・確認をしたところ、6 箇所のため池で耐震性が不足していることが判明いたしました。このため、耐震対策のための設計、工事に関わる期間、事業費等を再検討する必要が生じました。左下の表が耐震対策方法とため池の一覧でございます。再検討の結果、6 箇所のため池に耐震対策工事を追加、事業費を 9 億 1,700 万円の増額としております。耐震対策工事は、右下の標準断面図をご覧ください。堤体盛土の安定を図るために、法面先端の外側に抑え盛土を設置する工法を採用しております。次に中段説明欄の 2 つ目、令和元年度台風災害による工事休止期間の発生でございます。令和元年台風災害により、上田地域全体で未曾有の被害が発生しました。

このため、地域の施工業者において災害復旧を優先して施工する必要が生じたことにより現場作業員、重機等の確保ができない理由から入札不調が頻発しました。この年度計画表をご覧ください。表中のため池5箇所において工事着手時期を調整、地域の災害復旧事業を優先することとし、事業工期が令和6年度まで延長としたものです。資料2-1に戻ります。左の表になりますが、まず再評価の判断根拠について説明いたします。費用対効果は事業全体、残事業とも1.9です。詳細については後ほどページ2-3を御確認ください。その下の判断根拠です。事業進捗の状況ですが、令和3年度までに12箇所が完了し、令和4年度から3か年で未整備のため池5箇所の工事を完了させます。地元の意向等ですが、残りのため池についても、地元で組織する実行委員会や、上田塩田平土地改良区から早期実施を求められています。事業継続の判断です。ため池改修により、豪雨や地震時での決壊による災害が防止され、安全度の向上が図られる、また治水施設や底樋の改修により用水の取水が容易になるなど、維持管理作業が軽減されます。最後、事業を所管する農政部公共事業評価委員会の意見です。事業工期の延長は、耐震対策法の追加及び突発的な災害の影響によるものであり、豪雨や地震時におけるため池の決壊を防止するため早期に実施する必要があることから、継続とすることが妥当との判断です。説明は以上です。

(永藤委員長)

ただ今の説明に対して、質疑を行います。また、本日説明がなかった農地整備課の対象箇所についても、質問がありましたら併せてお願いいたします。質疑応答の時間は10分程度でお願いいたします。

(農地整備課)

委員長すいません、事前にいただいております質問2つについてこちらから説明させていただきます。

(永藤委員長)

お願いいたします。

(農地整備課)

それでは熊谷委員から事前質問をいただいている件でございます。

新規地区の福島地区について、畑地化が進んだため排水量が増加したという記述があるのですが、なぜでしょうかという質問でございます。回答といたしましては、もともとの水田には稲が植えられていましたが、稲は多少水に浸かっても大丈夫ということの中で、水田は湛水を許容しますが、畑は許容しないということで、畑地化が進んだことで許容できる湛水の面積が減ったことから、ポンプの能力を増加する必要が生じました。

質問の2番目でございます。西塩田地区の工期延長の詳細についてと、流域治水の関係はどうなっていますか、という質問でございます。工期については、先ほども資料2-4に記載がありますがけれども、主には耐震調査、耐震対策の工事が新たに追加となり、約2年間延長し、さらに、災害復旧の関係で入札不調等続いたことから、工程の見直し、地元調整等を含めまして約3年の工期が必要ということで、令和6年度まで工期が延長となりま

した。次に、流域治水関係の役割について、本地区は、すべてのため池で、取水施設等の水位調整ができる施設を改修することになっております。流域治水の中で、雨水貯留をするに当たり、事前放流等が必要になりますが、そういったことの管理が容易になり、また、改修に伴って地元の方の理解も深まったことで、ため池の雨水貯留の取組について自立的に積極的にやっていただけるような運びとなっている次第でございます。以上です。よろしく申し上げます。

(永藤委員長)

ありがとうございました。どうでしょうか、委員の皆様。御質問がございましたら。

(加々美委員)

加々美です。質問ではないんですけども、資料に環境への配慮ということで、ため池堤体に生息する希少植物を保護する、とありますけれども、このため池自体が貴重な生態系を、古くからそういったかたちで使用されているので、是非、表面の植物とかうまく守りながら改修、当然改修すべきであると思っておりますけれども、そんなところを配慮いただきたいという思いです。

(永藤委員長)

加々美委員、ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。

じゃ、私の方からでもよろしいでしょうか。まず、排水機場の話ですが、先ほど説明がありましたけれども、信濃川水系ということで、耐水化だとかおっしゃってましたけれども、福島も北福島もそうなんです、あそこは家屋の倒壊氾濫想定区域になっていて、だいたい水が5mから10mくらい浸水してくるといような警戒地域になってますよね。そういう意味では、そういうことがちゃんと大丈夫なように考えられているんでしょうか。それが一つ。それはまた考えてみてください。。

それから2つ目は、先ほどのため池の話ですが、ため池の整備について住民の説明会などいろいろあるかもしれませんが、当面の、ソフトウェアの構築というか、ため池管理者も何歳くらいになっているか分かりませんが、今そういう制度があるかないか含めてですけども、そういう時に、昔だと2時間とか1時間半とかって連絡するのにかかったりとかですね、危険な時に。それから緊急避難の時も、全然今までそういう災害がなかったもので、非常に、ハザード的に危ないとかって言われる時もあったので、そのへんのソフトウェア的な部分で熟成できるようなものをちょっと考えていただければ、という意見です。

じゃあ、そのへんのこともまたちょっと調べてきてもいいですし、答えられるのであれば答えていただいてもいいですし。

(農地整備課)

耐水化についてですが、ポンプの形式は現在、横軸斜流という低い位置につくポンプになっていまして、それを立軸斜流という軸を縦にしまして、その上に電動機とかを載せるようになりますので、必然的に高所に機械が置けるということで解消しますので、そうい

ったことで耐水化を図る予定でございます。

(永藤委員長)

分かりました。了解です。5 mから 10mくらい浸水があるといわれているので。

(農地整備課)

そうですね。L2までというところちょっと厳しいんですけど。

(永藤委員長)

ほかに御意見ありますでしょうか。では、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では次に進ませていただきます。

次に森林づくり推進課の所管事業について審議を行います。事後評価4「平井寺」の説明をお願いいたします。

(森林づくり推進課)

森林づくり推進課の中島です。よろしくをお願いいたします。それでは森林づくり推進課の02のフォルダの資料、4-1ページをご覧ください。上田市で実施した治山事業の平井寺地区です。事業の経緯等です。平成19年に発生した林野火災やマツクイムシ被害により山腹が裸地化し、土砂の流出や落石が発生する危険性が高くなったことから、被害森林の復旧整備等を実施しました。事業概要です。最終工期は平成19年から28年までの10年間、総事業費は3億7,300万円余で、谷止工や山腹工、森林整備を実施しました。当初は平成22年度までの工期でしたが、平成22年、23年の豪雨災害や平成25年の台風豪雨災害等により発生した山腹崩壊及び土砂流出等の復旧を図るため工期を延長し、総事業費が増加しました。費用対効果は当初7.0、評価時は4.91でございます。続いて資料4-2ページをご覧ください。地図上の青い線で囲まれた範囲が事業対象区域、黄色の範囲が保全対象になります。また赤色部分が事業実施箇所となります。地図直下の写真は平成19年の火災後の森林状況と現在の復旧状況、右上の写真はマツクイムシ被害地における森林整備の実施状況と現在の復旧状況でございます。2段目の写真は山火事被害地で実施しました落石対策工事の状況です。下段の写真は計画を変更して追加実施した山腹工及び谷止工の施工前の状況と実施後の比較状況の写真となります。それでは資料4-1ページにお戻りください、①の事業効果の発現状況です。直接的効果としては、事業実施後は事業区域内における土砂災害等による被害が発生してございません。間接的効果では、基幹道路の保全が図られることで地域振興に寄与していると考えられます。右上段、②事業実施に伴う自然環境等の変化です。事業実施による森林の復旧により、自然環境の改善につながっていると判断しております。③施設の維持管理状況は、定期的に県で点検を実施しております、適切に管理されていると判断しております。④地域住民の評価については、地元自治会等から高い評価をいただいております。今後の取組等については植栽木が健全に成長し、森林の公益的機能が発揮されるよう、適切に保育を実施してまいります。事業を所管する林務部公共事業評価委員会の意見は、記載のとおり総合評価Aが妥当との判断です。また長野県公共事業評価委員会におきましても、記載のとおり部委員会の意見が妥当との

判断をいただいております。説明は以上です。

(永藤委員長)

ありがとうございました。それではただ今の説明に対して、質疑をお願いいたします。どうでしょうか。

じゃあ私から。例えば直接的効果の1番ですかね、谷止工の施工によって不安定土砂の1,357m<sup>3</sup>の流出抑制を図ったということで、19号の豪雨の時ににおいても下流、県道への土砂流出を抑止したって書いてあるんですけど、これって、次のページで見ると大洞A団地だったんですかね。なかなか素晴らしい成果が出ていると思うんですが、非常に。ホームページかなんかで、もうちょっと出していただけるということはないんでしょうかね、っていう気がしました。これだけの成果を上げてるんであれば、もうちょっと評判がよくなるっていうか。すいません変な言い方で。

(森林づくり推進課)

ありがとうございます。治山事業、全般的にPRが足りないという自覚がございまして、できるだけアピールしたいと思っております。

(永藤委員長)

そうですね。ほかにどうでしょうか。熊谷先生。

(熊谷委員)

この対象地に限ったことではなくて、このあたり結構マツクイムシによる被害が広がっているんですが、治山事業において、こういうマツクイムシの被害を事前に防止するような取組んでいるのは何かあるんですか。

(森林づくり推進課)

治山事業においては、被害が発生した、そして機能が低下した森林の機能を回復させてあげるといって、そういった事業は行っているんですけども、事前に、例えば樹幹注入とか、薬剤散布とか、そういったことで予防するというものは治山事業としてはメニューで持っておりません。

(熊谷委員)

持っていないんですね。なるほど。分かりました。ありがとうございました。

(永藤委員長)

ほかに御意見ございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に道路管理課の所管事業について審議を行います。新規評価2「太子町～春木町」について説明をお願いします。

(道路管理課)

それでは道路管理課から、お願いいたします。資料3のページ2-1、様式の1-2になりますが、こちらをご覧ください。事業名は交通安全施設等整備事業です。箇所は一般国道403号、須坂市、太子町～春木町になります。右側上段の事業概要説明図表の図面と写真をご覧ください。須坂駅から1キロほど小布施町側の幹線道路で、1万台を超える自動車交通量があるにもかかわらず、本区間の230mのうち北側の150m、青い線の部分になりますが、こちらはすでに歩道があるものの、北側の残り80mと南側区間、赤い線の部分になりますが、こちらは十分な歩行スペースがない状況でございます。写真の①、②のような状況でございます。当該区間は須坂小学校、この平面図の下の方、南の方にある小学校の通学路となっております。緑の点線の部分が通学路でございます。昨年の通学路合同点検において歩道設置の対策が必要とされたところでございます。また、相森中学校もすぐ近く、平面図の上の方に見えておりますが、この中学生の通学路としても利用がございません。整備にあたっては、この平面図の下にあります標準横断図をご覧くださいただければと思うんですが、道路の両側を拡幅しまして、2.5mの歩道を両側に設置をする事業でございます。続いて、様式の左側の中段から下の評価の視点について御説明します。まず必要性でございますが、自転車と歩行者の交通量はあわせて46台または人、目的地からの距離は須坂小学校までは950m、相森中学校までは350mでございまして、評価はAとなります。次に重要性でございますが、昨年千葉県八街市で発生した通学路の事故を受けて、長野県交通安全運動推進本部で策定しました通学路の安全確保に関する方針、また「しあわせ信州創造プラン2.0」等の施策に合致してございます。よって重要性の評価はAとなります。次に効率性でございますが、物件補償もこの区間、少ないことから、事業期間は3年を見込んでございまして、評価はAとなります。次に緊急性でございますが、近年、人や自転車がからむ自動車との交通事故が3件発生しているという事実の一方、現況は路肩程度の歩行スペースしかないため、評価はAとなります。最後に、計画熟度でございますが、通学路の合同点検の結果は須坂市のホームページで公表しておりまして、情報共有がなされておりまして、地域としても通学路の交通安全の積極的な取組を行っております。その他記載のとおりでございますが、このことから計画熟度の評価はAとなります。各評価の詳細につきましては、次のページ2-2に記載しておりますが、ここでの説明は省略させていただきます。以上から総合評価はAとしております。最後に資料の左下、事業を所管する建設部、また長野県公共事業評価委員会の意見は、歩道が狭小で危険な状況であるため早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるということで、事業着手が妥当という判断をしております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(永藤委員長)

ただ今の説明に対して、質疑をお願いいたします。また、本日説明がありませんでした、道路管理課の対象箇所について質問がありましたら併せてお願いします。事後評価8の「下平」でございますが、質疑応答の時間は5分程度でお願いしたいんですが、委員の皆様、どうでしょうか。御意見がありましたら、どんどんお出してください。はい、古本先生。

(古本委員)

道路を拡幅されるんですか。拡幅してそれで歩道をつけられる。今ある道路の車道の部

分を狭くして歩道にするということでしょうか。

(道路管理課)

道路を拡幅するというので、現在の道路は、車道が約3メートルの2車線と路肩が1m程度でございまして、そこに両側2.5mの歩道をつけるということです。

(古本委員)

用地買収の目途も、もう立っておられるんですか。

(道路管理課)

地元の合意も今いただいているところでございます。

(古本委員)

じゃあ問題ないと思います。

(永藤委員長)

ありがとうございました。私もそれが気になっていまして。いつもだいたいトラブっているのは用地買収なので。ほかに委員の皆様、御意見ありますでしょうか。

(新宅委員)

新宅です。お願いします。ちょっと質問なんですけれども、緊急性のところ、近年交通事故が発生しているということで、自転車も通るので、自転車と自動車との事故も発生しているようなのですが、ここはこれ2.5mで歩道が設定されているようなのですが、自転車は今後どうなるんですか。歩道の方を走ってもらうような、歩道と自転車と分かれずに、歩道だけっていうことになっているんですか、計画としては。

(道路管理課)

現在計画を策定中でございまして、これから公安委員会と協議をして、どのように自転車の通行をさせるかという協議をさせていただいて決定するのですが、最近、歩道は道路交通法上通ってはいけないと、2.5m程度の歩道の幅員だと通ってはいけないというふうなお話がある中で、そうすると車道を走ってもらうということになるんですが、大変交通量の多いところなので、これから公安委員会とそのへんを協議して決定していきたいと考えております。

(新宅委員)

そうですね。自転車との事故があるということは、自転車も狭くて相当危ないと思いますので、自転車の通行についてもちょっと御検討いただけるといいかなと思います。以上です。

(熊谷委員)

歩道を拡幅するという事なんですが、これあわせて無電柱化になるのでしょうか。

(道路管理課)

電柱につきましては移転をするという計画になっておりまして、無電柱化まではする予定はございません。

(熊谷委員)

はい、ありがとうございます。

(永藤委員長)

ほかにございますでしょうか。なければ終わります。ありがとうございました。

次に、道路建設課の所管事業について審議を行います。再評価8「小坂～有賀」、それから再評価9「雨中」、それから事後評価7「替佐～静岡バイパス」ということで、説明を一括してお願いいたします。

(道路建設課)

道路建設課から御説明いたします。道路改築事業 主要地方道諏訪辰野線、岡谷市～諏訪市、小坂～有賀について御説明いたします。全体計画の概要は、道路築造工 1,400m、車道幅員 6.0m、全体幅員 7.5mから 12.5mです。採択年度は令和2年度、完成予定年度は令和5年度です。全体事業費は、当初事業費 25 億円に対して 45 億円で、20 億円の増額となります。評価対象事由は全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所です。費用対効果につきましては、事業全体 B/C が 1.0、残事業 B/C が 1.2 となります。

本事業の概要と現在の状況について御説明いたします。本事業は令和5年度に供用予定の(仮称)諏訪湖スマートインターチェンジのアクセス道路となるものでして、地域観光振興及び地域産業発展の支援、高速道路利用者の利便性及び安全性の向上に寄与するものです。1次アクセス道路の整備を長野県、0次アクセス道路を諏訪市、岡谷市、ネクスコにて実施中です。現在はトンネル工、ボックスカルバート工、法面工を進め、供用に向けて事業の進捗を図っているところであり、地元からも早期開通の要望が上がっています。

増額理由について御説明いたします。軟弱地盤対策の盛土部ですが、諏訪湖から約 400 m離れた山付部にあり、事前の地質調査においては比較的浅い位置に良質な地層が見受けられたことから、盛土部周辺も同様の地質が分布すると想定しまして、補強土壁工を計画していました。事業化後に、盛土構造物を設置するため現位置での地質調査を実施したところ、山側にも崩積土のシルト層が入り込んでいることが判明したことから、軟弱地盤対策が必要となりました。そこで当初の補強土壁に、支持地盤補強工としてルートパイルを追加する工法を検討いたしましたが、事業費が大幅に増えることから、工法を再検討いたしまして、より安価で、地区で利用されている湧き水にできるだけ影響が少なくなる軽量盛土工へ変更しております。通常部ですが、諏訪湖から約 500m離れ、かつ 80mほど標高が高い丘陵部でございまして、近傍の地質調査の結果から良質な地質であると想定しておりましたが、事業化後、横断構造物を設置するため現位置での調査を実施したところ、沢底堆積物である粘性土のシルト層が分布していることが判明したため、深層混合改良工法

による軟弱地盤対策工が必要となりました。延長 130mの平山トンネルにつきましては、事業着手前の近傍の地質調査の結果から、事業区間は風化度合いが弱い地層が分布すると想定しておりましたが、事業化後の現位置での調査の結果、全体的に地質が悪い土砂状地山であることが判明し、切羽からの岩石落下や、底面からの土圧による変状のおそれがあることから、施工時の安全確保及び恒久的な地山安定を図るため、先受け工、補強ボルト等の複数の補助工法の採用が必要となり、先ほどの軟弱地盤対策とあわせると、工事費で 20 億円の増額となるものです。

建設部及び長野県公共事業評価委員会からは、継続が妥当と判断するとの意見をいただいております。説明は以上です。

続きまして、道路改築事業 一般国道 148 号、小谷村雨中について御説明いたします。全体計画概要は、道路築造工 2,010m、車道幅員 6.5m、全体幅員 8.0mです。採択年度は平成 23 年度、完成予定年度は、前回再評価時の令和 4 年度から令和 7 年度に延長します。全体事業費は前回再評価時の事業費 95 億円に対して、122 億円となり 27 億円の増額となります。評価対象事由は、再評価実施時から一定期間（5 年間）が経過することが確実な箇所です。費用対効果については事業全体 B/C が 0.6、残事業 B/C が 6.6 となります。

本事業の概要と現在の状況について御説明いたします。一般国道 148 号は大町市と糸魚川市を結ぶ広域的なネットワークを形成するルートでございまして、第一次緊急輸送路や、重要物流道路の補完路に指定されております。また当該地域では代替路がない唯一の幹線道路となっています。現道は小谷村中心部を通過していますが、生活道路と通過交通が混在しており、騒音、振動や交通事故が課題となっております。計画でございまして、騒音、振動の解消と交通事故の危険性の減少を目的とした橋梁 1 橋、トンネル 2 箇所によるバイパス整備を行うものです。現在の状況ですが、令和 3 年度までにトンネル 2 箇所が貫通しております。現在は残る橋梁工と道路築造工等を進め、供用に向けて事業の進捗を図っているところであり、地元からも早期開通の要望があります。

整備効果について御説明いたします。本事業は、バイパス整備により騒音、振動の解消や安全性の向上を図るものとしておりますが、道路改築事業として、国土交通省が出しておりますマニュアルに準拠し、「走行時間の短縮」、「走行経費の縮減」及び「交通事故の減少」の便益と、事業費による B/C についても算出しており、結果は 0.6 となっております。

当該区間では、特に夜間において、通過交通である大型車の交通量が多いことから、環境基本法で騒音の基準値とされる 65 デシベルを大きく上回る 73 デシベルの騒音が発生しており、同様に昼間においても、基準値であります 70 デシベルを超える 73 デシベルということから、日常的に騒音、振動による生活環境が脅かされている状況となっております。また人身事故についても、事業着手以前の 15 年間で 36 件、事業着手してからも 14 件発生しており、死亡事故を含む多くの事故が発生している状況でございます。特に、人家連担区間では、歩行者と車との事故も 9 件発生していることから、交通事故の危険性が高い状況となっております。以上を踏まえまして、本事業は生活道路と通過交通を分けるバイパス整備によって騒音、振動を解消し、安全性の向上を図る事業として実施しているところ です。

増額理由について御説明いたします。令和 3 年度までに 2 箇所のトンネルの掘削を行い

ましたが、両トンネルにおいて掘削を行う際に、想定よりも地質が脆く、切羽からの岩石落下や底面からの土圧による変状のおそれがあることから、施工時の安全確保及び恒久的な地山安定を図るために最適な補助工法を検討し、先受け工、補強ボルト等の複数の補助工法が必要となり、工事費が27億円の増額となるものです。続きまして工期の変更理由について御説明いたします。橋梁部について、曲線橋で縦断勾配が急で、複雑な構造物となる橋梁であることから、新たな解析手法を用いて精査したところ、橋梁の一部にひびわれが発生するおそれが判明したため、より確実に安全な構造物とするために再設計を行う必要が生じました。その解析と再設計に不測の期間を要し、工期を令和7年度まで延長するものでございます。

建設部及び長野県公共事業評価委員会からは、継続が妥当と判断するとの意見をいただいております。説明は以上です。

続きまして、一般国道117号 中野市～飯山市で実施した道路改築事業の替佐～静間バイパスについて御説明いたします。本事業は道路線形が悪く、幅員の狭隘な区間や落石危険箇所などを迂回するバイパス整備により、安全で円滑な交通を確保することを目的として、平成元年度から平成28年度まで実施したものです。事業期間については、一部用地取得に関して用地交渉が難航し、土地収用法の事業認定と土地収用の手続きを行い、土地取得までに期間を要したことから事業期間が延長となっております。

続いて、評価の内容について御説明いたします。事業効果の発現状況につきましては、バイパス開通によって交通の転換がされたこと、豊田飯山インターなどの拠点へのアクセス性が向上したこと、災害の通行止めがなくなったこと、近隣の商業施設の利用者数が増加したことから、評価をAとしております。事業実施に伴う環境等の変化については、緑化により環境負荷を減らしていること、道路改築による快適性の確保や冬期間の安定的な交通の確保により生活環境が改善されたことから、評価をAとしております。施設の維持管理状況については、県の現地機関や地域の建設業者の協力によりまして、適切に管理されておりますので、評価をAとしております。地域住民等の評価については記載のとおり地域住民や関係者から高い評価を得ており、評価をAとしております。建設部及び長野県公共事業評価委員会からは、総合評価Aが妥当と判断するとの意見をいただいております。説明は以上です。

(永藤委員長)

ありがとうございました。それではただ今の説明に対して質疑をお願いいたします。また、本日説明がなかった道路建設課の対象箇所についても、質問がありましたら併せてお願いします。再評価10の「関崎橋東」です。それも含めて、13分くらいの質疑応答の時間でよろしく願いいたします。何か御質問がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

(古本委員)

再評価の、小谷村の雨中で、B/Cが0.6ということでしたけど、再評価の事案に関しては、B/Cが1を切るということは、これはよくあることなんでしょうか。計画の時の便益は変わらないけど、費用が増えたので1を切っちゃったと。そういう理解でいいですか。

(道路建設課)

事業採択時より1未満で採択を受けている事業でございます。説明させていただいたように、騒音、振動、生活環境の改善を目的としたバイパスということで、旅行速度を上げるという、そういったバイパスとは目的が違いますので、当初から1を切っている状態で説明をさせていただいております。

(古本委員)

分かりました。お金がかかっても、例えば人命のためだよとか、あるいは地域の環境を守るために必要であるという判断をなされたということですね。

(永藤委員長)

よろしいでしょうか。ほかに御質問ありますでしょうか。

(熊谷委員)

今の小谷村の事業についてなんですが、事業目的は理解できたんですけども、このバイパスが通ることによって旧道周辺は、役場があったり、駅からのルートもよくて、写真を見ると小谷村の中心市街地、商店街なんかも形成されているのではないかなというところなんですが、旧道の周辺のまちづくりっていうのはすごく重要だと思うんですけども、そのような視点では、何か事業が進んでいるのか、あるいは県の方でも連携して何か事業をされているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(道路建設課)

まず道路管理者、県としての役割は、大型車の現道からの交通の転換だと思っております。まちを盛り上げるというものにつきましては、小谷村さんを中心に検討をいただくものと考えております。具体的には何か行っている状態ではございません。

(熊谷委員)

まだ動きはないという状況ですね。分かりました。

(古本委員)

すみません、私から熊谷先生に質問してもいいですか。今おっしゃったのは、旧市街地に車が入ってこなくなるから、その分道路の管理を、例えば時速30キロに制限するとか、そのような方策をして、地域を活性化するような方策につなげることはできないのか、という質問なんでしょうか。

(熊谷委員)

そうですね、そういうことをすれば、よりこのバイパスの事業の効果が上がるという。ヨーロッパなんかだと、バイパスを通した後の旧道は、結構観光の賑わいの場所になっているんですよ。

(古本委員)

ありがとうございます。

(永藤委員長)

はい、ほかにはどうでしょうか。

では私からよろしいですか。

まず、最初の小坂～有賀の方なんですけど、深層混合改良工法ということであげられておりますけれども、ちょっと調べていただきたいのは、下に火山灰質シルトって書いてありますけれども、コンクリートというか、固体化分離を起こしやすいのは酸性だというふうに聞いているもので、特に火山灰質のものというのは結構酸性度が高い場合があるので、例えば六価クロムだとか溶出する場合もあるということで、その検討を一つお願いしたいということが一つ。

それから次の、先ほどの雨中の話なんですけれども、縦断勾配がどの程度になっているのかということをお教えください。それから、もう一つ意見として、現場で私もずっと前にこれをやったことがあったんですけども、その時には非常に縦断勾配がきついので、トラックとかが高速で入ってきた時にはしっかりと速度を制限させなきゃ、事故につながる。一般道に入ってくるので、そのへんのところをしっかりとやらなきゃいけないという話をさせていただいたと思うので、そのへんをまず考えていただきたいということです。

(道路建設課)

雨中の縦断勾配につきましては、道路構造令という、道路の構造の一般的技術的基準を定める政令がありますので、そちらに則りしっかりと整備をさせていただきます。大型車の流入等の対策につきましても公安委員会としっかりと話をして対応していきたいと思っております。

(道路建設課)

小坂～有賀の六価クロムの関係につきましても、確認しながら進めたいと思います。

(永藤委員長)

意見なので、また確認してください。

ほかはどうでしょうか。ございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは次に河川課の所管事業について審議を行いたいと思います。事後評価6「浅川ダム一ノ瀬」の説明をお願いします。

(河川課)

それでは河川課の川上です。よろしくお願いいいたします。

資料の4-6-1をご覧ください。本事業は、長野市浅川一ノ瀬地区で実施した治水ダム事業の事後評価の案件でございます。本事業の実施に至った背景と目的ですが、浅川は古くからたびたび水害が発生しておりまして、下流住民からの抜本的な治水対策が求められ

てきましたが、浅川沿線は住宅化が進み、河川改修のみによる治水対策では地元の負担が大きくなることから、河川改修とあわせて100年に1度程度の確率で発生すると予想される豪雨による洪水から長野市街地を守る目的で事業を実施したものでございます。事業概要につきましては、最終工期が昭和52年度から平成28年度までの40年間でございまして、総事業費は346億円余、費用対効果B/Cは治水専用ダム変更後の当初時4.07に対して評価時は4.20です。主な工種につきましては、記載のとおりでございます。治水専用ダム変更後の当初事業費からの減額は33億円余りで、理由といたしましては、左岸側のダム軸の変更に伴う代替壁の減による減額、入札差金による減額等によるものです。6-2ページをご覧ください。左上に浅川ダムの位置図、左下に全景写真、流量配分図、平面図を記載しております。浅川ダムの保全対象は、赤枠内の左の、航空写真に示すとおり、浅川下流の31,619世帯、田畑1,187ha、駅、学校、病院等であり、浅川下流の地域の皆さんの安全を確保しております。また、平成29年8月には洪水調節を実施しており、赤枠内のグラフと写真はその時の状況を示したものです。水位は8.8mまで上昇し、25mプール約34杯分をダムに貯留することで洪水調節を行いました。次に右下の青枠内をご覧ください。左上の写真は防災学習の場として地元小学校の生徒がダム見学をしている状況です。右上のグラフはダムを訪問した方に配布しているダムカードの配布状況で、コロナ禍以前は毎年1,000名を超える来訪者があり、観光資源としても活用されています。左下の写真は毎年地元住民により、地場産の野菜の販売会を行っていただいている状況です。右下の緑枠内の写真をご覧ください。地元住民と協働して貯水池内にフジバカマを植栽し、渡り蝶であるアサギマダラの飛来が確認される状況です。6-1ページにお戻りください。左下の事業効果の発現状況を御説明いたします。直接的効果は平成29年度の洪水調節も含めて、ダム建設後に浅川において浸水被害等の発生はなく、地元住民の評価も高いことから、A評価としております。間接的効果は、防災学習の場としての活用、観光資源としての活用、地域活性化につながる活動が継続されております。シート右上、事業実施に伴う自然環境、生活環境の変化につきましては、自然環境について貯水池内に水仙や菜の花、フジバカマが植栽され、渡り蝶であるアサギマダラの飛来等により、自然環境が計画時よりもよくなっております。これらのことから、A評価としております。施設の維持管理状況は、管理棟の周辺、貯水池内の一部は地元住民自主協議会により草刈りが実施されており、地域の人たちが参加した適切な維持管理が行われているため、A評価としております。地域住民等の評価は、ダムが完成したことによりダム下流への立木や土砂の流出が減少し、安心感が向上した等地域の住民の皆様から評価が高いことから、A評価としております。改善措置の必要性についてはなく、今後の取組及び同種事業への活用と課題については、今後ダムを適切に管理維持するために記載のとおり取り組んでいきたいと考えております。以上の説明により、建設部局の意見といたしましては、ダム建設により下流にあります保全対象の安全が確保され、地域住民の評価も高い、また地元小学校の生徒がダム見学をとおして、ダムの機能や効果を学んでおり、防災学習の場としても活用されていることから、総合評価としてはA評価としております。

また事前に信州大学の豊田委員より御質問をいただいている、平成29年8月11日から12日の雨量ですが、浅川ダムの流域平均で24時間雨量は114mm、最大時間雨量は56mmを観測しております。説明は以上です。よろしくお願いたします。

(永藤委員長)

はい。ただ今の説明に対しまして、質疑をお願いいたします。皆さんどうでしょうか。質疑応答の時間は3分程度でお願いいたします。はい、古本先生。

(古本委員)

令和元年の東日本台風の際に、浅川ダム、ダムの重要な役割を果たしたと思うんですけども、それに関しては何か広報できるような、というか、是非とも、もっと宣伝した方がいいんじゃないかと期待いたしました。

(河川課)

令和元年東日本台風は、令和元年10月12日から13日にかけての雨でございますけれども、この時は流域の平均雨量で128mmほど降りましたが、時間雨量が最高で13mmほどということで、あまり強く降らなかったということから、ダムの水位は3m少し上がったんですけども、大きな効果というかたちでは表せなかったのが、上流に強い雨がそれほど降らなかったというのが実際でございます。

(豊田委員)

信州大学豊田です。浅川ダムは皆さんご存じのとおり、穴あきダムで、日本全国でも事例は少ないと思います。令和元年東日本台風の際は、時間雨量が少なかったということで、そんなに水位も上がらなかったということですが、豪雨が起るたびにデータをしっかりと集めて、それらを分析し、今後さらに治水対策をしていってもらえればと思います。

(永藤委員長)

ありがとうございました。ほかに御意見どうでしょうか。

すいません、私からでよろしいですか。さっき言ったように、浅川上流ではあまり雨が降らなかったということなんですけれども、例えば非常に大きな雨が上流で降った場合に、下はどうだったという、そういうことは考えてらっしゃるんですか。要するに、そういうケース、上流で大きな雨が降った場合に、果たしてどのくらい貯水量を持って、とかっていうのはどうなんですか。

(河川課)

浅川ダムは、100年に一度程度発生する雨に対する洪水に対して耐えられるように設計をされて、計画をされております。それ以上の雨が降った場合には、それよりも大きな流量が来るわけですけども、ダムに貯まっている間の時間があります。これを皆さんに準備をしていただく時間のリードタイムというのがありますけれども、そういったものが確保されることとなりますので、そういうことが予想される場合には、下流の方に、特に長野市さんになりますけれども、長野市さんと連携して避難していただいたり、そういった対応をとっていただくということになるかと思っております。

(永藤委員長)

要するに、内水氾濫とか、結構浅川っていうのは今まで繰り返しやってきたところですよ。ここで今論議することはないかもしれませんが、内水氾濫についての、いろいろ出てますよね。ここ、こういうふうにするって、県でやるって。それセットでやっぱり考えていくべきだと思うので、それはもう県の方でしっかり考えていらっしゃるということで、よろしいのでしょうか。

(河川課)

浅川の改修と浅川ダム、あわせてやっておりますけれども、こちら外水対策ということで、川からあふれてくる水をなんとか止めたいと、それで、浸水を防止したいというふうで考えている施策でございます。それに対して内水というのは、川に流れ込めなかったもの、例えば千曲川に流れ込めなかったものや浅川本線に流れ込めなかったものが貯まってしまうというものですけれども、こちらについては、内水対策を別で実施しております、浅川の交流点で排水機場を設置するなどしております。これは昭和 58 年の降雨に対しても、床上浸水を防止するとなっているので、まだ浸水を完全に防止することはできませんけれども、床上浸水を防止して財産を守っていくということを計画しております。

(永藤委員長)

要するに、浅川ダムで放流することによって、浅川ダムの水位が上がってくるということで、どの程度効果があるかっていうことを、先ほどおっしゃいましたけど、そのへんの実質的なデータを公開することによって、住民の理解も上がってくるのではないかという意味です。

(古本委員)

国の方が 1,000 年確率ということを出してきたんですよ。だから 100 年に一回程度のあれでいいのかっていうことで少し不安になってくるかもしれませんので、県のダムとしても 1,000 年確率に対応していただけるような、これとはまた別の話にはなるかもしれませんが、御検討いただきたいと思います。

(河川課)

今御指摘いただいた、1,000 年確率という、1,000 年程度の降雨にも耐えられるようにということですが、なかなかハード対策だけでは難しいということで、ソフト対策として、1,000 年に一度の降雨になった場合にどのくらいに氾濫地域が及ぶのかとか、そういったものを公表したりしているというようなかたちで、ハード対策とソフト対策とあわせて今後治水をやっていかなければいけないと認識しております。よろしくお願いたします。

(永藤委員長)

是非、そういうことで、先ほど言いましたけれども、是非データ的に理解を得られるような感覚でまたお願いしたいと思います。ほかに御意見ありますでしょうか。それでは、

この件についてはありがとうございました。

次に、砂防課の所管事業について審議を行います。再評価3「北高木」、再評価6「小松原」の説明を一括してお願いいたします。

(砂防課)

砂防課企画幹の柳澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、砂防事業の再評価の案件でございます。P3-1をお開きください。砂防河川長久保沢、下諏訪町北高木でございます。左上、全体計画の概要でございますけれども、砂防堰堤工1基、 $H=11\text{m}$ 、 $L=67\text{m}$ 、 $V=2,127\text{m}^3$ 、採択年度は平成30年度でございます。完成予定年度は当初令和6年が令和9年度に3年延長になったものでございます。全体事業費は当初4億5,000万円が6億円、増加総額は1億5,000万円、増加率は133%になります。左下、再評価の判断根拠でございますけれども、費用対効果は、事業全体は26.0。流域の概況でございますけれども、平均溪流勾配3.6分の1の非常に急溪流で、土砂災害警戒区域に指定されております。流域内は荒廃、浸食が進行しておりまして既存の砂防施設はございません。整備の必要性でございますけれども、保全対象には人家201戸、JR中央本線、国道20号線、避難所、要配慮者利用施設が存在いたします。令和3年8月豪雨におきまして、当長久保沢におきまして出水による被害が発生したため、土砂災害対策の必要性が広く認識されておりまして、事業推進の要望がさらに強まっているところでございます。続きまして、次のページをご覧ください。P3-2でございます。右上の写真が、こちらが上流部の荒廃状況でございます。真ん中ほどの概要図でございますけれども、黄色の扇型の部分、こちらが土砂災害警戒区域になっておりまして、その中に下の写真、左から要配慮者利用施設、避難所、公民館の避難所、JR中央本線、国道20号線、などがございます。真ん中の写真、写真①でございますけれども、こちらが令和3年8月15日の大雨によりまして災害、出水の状況でございます。続きましてP3-3、次ページをご覧ください。事業費及び期間の延長の理由についてでございますけれども、右上の図、管理用道路につきまして当初は水色と緑色の2ルートの比較検討を行いまして、もっとも経済的で切土盛土の少ない路線を選定しておりましたけれども、道路設計のための地質調査及び概査によりまして、赤破線部、写真でいいますと①、②になりますけれども、軟弱地盤及び崩壊地形が新たに確認されたことから、追加の地質調査及び道路の変更設計が必要となりました。このため、調査及び設計にかかる期間及び費用が増加となりました。今後、対策工法の比較検討を行いましてもっとも経済的かつ切盛が少なく環境に配慮した工法で実施を行い、コストの縮減、環境負荷の低減を図ってまいります。もう1点でございますけれども、左下の図面をご覧ください。こちら砂防堰堤でございますけれども、堰堤底部の地質調査の結果、当初想定していなかった軟弱地盤が確認されまして、堰堤下部、赤枠の部分の部分でございますけれども、地盤改良を新たに実施する必要が生じたため、工事にかかる期間及び費用の増工が必要となりました。軟弱地盤改良の工法選定に当たりましては、3工法を比較検討いたしまして、もっとも経済的になるコンクリート置き換え工法としまして、コスト縮減を図ってまいります。もう一度3-1ページにお戻りいただきたいんですけれども、左中ほど、建設部公共事業評価委員会の意見でございますけれども、記載のとおり、継続が妥当という御意見をいただいております。

それではもう1箇所、6-1 ページ、P6-1 をご覧ください。こちら砂防河川段ノ原沢、長野市小松原でございます。左上、全体計画の概要でございますけれども、砂防堰堤工1基、 $H=6\text{m}$ 、 $L=48\text{m}$ 、 $V=960\text{m}^3$ でございます。採択年度は平成21年度、完成予定年度は当初令和3年度が令和7年度に、4年延長になったものでございます。全体事業費は当初1億8,000万円が2億7,000万円、増加総額は9,000万円、増加率は150%でございます。左下、再評価の判断根拠でございますけれども、まず費用対効果は、事業全体は2.0。流域の状況でございますけれども、こちら平均溪流勾配6分の1ということで、非常に急流な溪流で、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されています。平成16年の台風23号及び平成18年の梅雨前線豪雨等で山腹崩壊が発生いたしまして、斜面は荒廃し、上流域の箇所には倒木、不安定土砂が多量に堆積しているという状況でございます。保全対象には人家、県道、あと老人福祉施設がございます。平成22年7月豪雨や長野県地震被害想定調査では、当地域の震度が6強となっております、地震時の土砂災害リスクも高まっているところでございます。続きまして6-2 ページをご覧ください。6-2 ページの上段の写真、①から④でございますけれども、こちらは平成16年、18年、22年の豪雨等による崩壊、荒廃状況となっております。中央の図面でございますけれども、こちら黄色の扇型の部分が土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンでございまして、その中に赤い枠で囲ってある部分、こちらがレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域となっております。その中に、右下、写真のとおり、保全対象がJAのキノコ工場、要配慮者利用施設等がございます。続きまして、P6-3、次ページをご覧ください。事業費、工期の変更の理由についてでございますけれども、こちらにつきましては、土石流流木対策技術指針の改訂に伴いまして、中ほどの図面でございますけれども、堰堤の形式を透過型の堰堤に変更しております。透過型の変更に伴いまして、上段の平面図、右側でございますけれども、赤い部分、管理用道路を追加したものでございます。堰堤の変更設計、管理用道路の測量設計、及び管理用道路の地権者の承諾に不測の日数を要するとともに、新たに必要となりました管理用道路整備についても期間の増となっておりますところでございます。こちらにつきましては、鋼製スリットの構造、管理用道路の線形等の設計に際しまして、比較検討を行い、もっとも経済的かつ環境に配慮した工法を採用し、コストの縮減、環境負荷の低減を図ってまいります。参考までに右下の写真でございますけれども、こちらは流木対策強化の事例でございますけれども、小田井沢といいまして、平成18年に大きな災害を受けまして、亡くなられた方も多かった災害でございますけれども、その災害後、上流部に堰堤、透過型堰堤というものでございますけれども、こちらを設置いたしまして、令和3年8月の大雨の際に流木が大量に流れてきたものをここで捕捉をしているという事例でございます。今回の土石流流木対策技術指針の改訂によりまして、こういった透過型の堰堤に変更したものでございます。P6-1 にお戻りいただきまして、左中ほどの、建設部公共事業評価委員会の意見でございますけれども、記載のとおり、継続が妥当という御意見をいただいております。説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

(永藤委員長)

ただ今の説明に対しまして、質疑をお願いいたします。また、本日説明がなかった砂防

課の対象箇所について、御質問がありましたら併せてお願いいたします。それは再評価1「落合」、再評価4「東高木」、再評価5「日義」、再評価7「古海」、それから事後評価2「転石」、それから事後評価5「北小野」です。質疑応答の時間は10分程度でお願いいたします。どうでしょうか。

(北村委員)

位置的にもしかしたら違っているのかもしれないんですけども、今回の砂防ダムの、反対側っていうんでしょうか、産廃の工場のあるところなのかなと思うんですけども、場所的には違いますかね。以前、見せていただいたところですよ。

(永藤委員長)

そうです。

(北村委員)

そこには影響は特にないんでしょうか。

(砂防課)

産業廃棄物の影響ということで・・・。

(北村委員)

いえ、産廃というよりも、山崩れというか、19号に流れ出た、同じ、反対側の山がたぶん崩れたんじゃないかなと思うんですが、そういう影響というのは今回のこちら側の工事に対しては、影響とかそういうものはないんでしょうか。

(砂防課)

すみません。たぶん小松原ってというのが国道19号の小松原の地すべりということで、今回、この小松原ではなくてですね、地すべりの小松原の方のお話かと思います。申し訳ございません。

(北村委員)

違うんですね。

(砂防課)

それが、今回はこちらではないんですけども、19号の小松原の関係につきましては、現在、災害関連。今回と関係ないですけども御説明させていただいてよろしいですかね。

(永藤委員長)

簡単に。

(砂防課)

はい。一応災害関連緊急地すべり対策事業というもので、対策をほぼ終わっておりますので、それに付随してこれから大きな地すべりのブロックを止める工事を今現在やっておりますので、特に犀川、19号に今後地すべりが影響するという事態は現段階ではございません。近隣で最近大きな雨も経験しておりますけれども、特にその時点でも動きはなかったものですから、今そういったかたちで国道の事務所と協力しながら対策工法につきまして事業を進めているというところでございます。

(北村委員)

ありがとうございます。

(永藤委員長)

ほかに御意見ありますでしょうか。

では私からよろしいですか。ここのP3-3のところなんですけれども、延長理由ということで2つ述べられてますよね。ここの延長理由の2の方なんですけれども、堰堤の底部の地質調査の結果とあるんですけれども、これはもともと調査しなかったということなんです。調査費用や莫大な時間がかかるので、なかなかそんなこと言ったって、というのがあると思うんですが。

(砂防課)

基本的には、詳細な調査をするのは、事業採択後に詳細な調査を実施いたします。ですので、当初はそれほど軟弱地盤ということ想定していなかったんですけれども、実際その工事に先立ちまして詳細設計をやる前提として地質調査を行った時に新たに分かったということで、当初この部分のボーリングは実施してはおりません。

(永藤委員長)

なるほど。今まで調査した上で設計するところもいくつかあったので、この箇所はないということなんです。

(砂防課)

基本的に砂防の場合は、事業採択前の調査は県単費になりますので、ボーリング調査をやったところは少なからうと思います。

(永藤委員長)

分かりました。だから6の方もそうですよね。同じですね。やっぱり軟弱地盤だからってということで経費が余計かかるという話で。

(砂防課)

6番の方は、軟弱地盤は確認しておりません。6番は形状の変更と言いますか。真ん中にスリットといいまして、上流から水が流れるという、そういったものの構造の変更でございまして。なので、こちらは地盤の改良とか、軟弱地盤はございません。

(永藤委員長)

この小松原の方がいいですか。先ほどの6の方なんですけれども、私、昔の小松原とごっちゃになっているんで、昔の小松原だと、住民の理解をなかなか得られて、という話だったのでこれと違うなと思ったんですけれども、29年の話と違うということでよろしいですね。間違えました。

ほかに質問ありますでしょうか。ありがとうございます。

次に、都市・まちづくり課の所管事業について審議を行います。再評価 11「豊野駅前」の説明をお願いします。

(都市・まちづくり課)

都市・まちづくり課の企画幹をしております高野佳敏と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは11-1をお願いいたします。事業名は街路、路線名等は都市計画道路3・5・70号豊野北線ほか1線、長野市の豊野駅前になります。全体計画の概要ですが、道路築造工L=235m、幅員は全幅で12~15.0m、採択年度は平成30年度、完成予定年度は当初令和6年度でしたが、今回令和10年度まで延伸するものです。全体事業費につきましては、9億5,000万円と当初と変更はございません。評価対象事業事由ですが、事業採択後一定期間(5年間)を経過した後も未着工の箇所該当いたします。再評価の判断根拠ですが、費用対効果は事業全体で1.2、残事業につきましても変わりなく1.2でございます。事業の必要性等につきましては、次ページで御説明をさせていただきます。11-2をお願いいたします。こちらは事業箇所の位置や事業地周辺の概要を示したものとなります。本路線につきましては、詳細地図にございますとおり交通拠点であるJR豊野駅から駅前商業地を経由して長野市市街地へ至る都市内幹線街路となります。また事業地周辺には豊野西小学校、豊野中学校、豊野高等専修学校があり、豊野駅利用者や学生が多い路線であるとともに、長野市の緊急輸送路に位置づけられている路線でございます。資料右側の写真1から3のように、当該箇所につきましては通学路になっているにもかかわらず、歩道が未整備の箇所であり、また人家連担により見通しの悪い交差点となっており、危険な箇所となっております。本事業におきましては、道路築造工により歩道を整備するとともに交差点改良を行うことで安全な歩行者空間と円滑な都市交通を確保するものでございます。11-3をお願いいたします。費用対効果の考え方ですが、便益といたしましては時間走行短縮、走行経費減少、交通事故減少の3便益をB、費用といたしましては道路整備に要する費用、維持管理に要する費用をCとして算出しております。便益につきましては全体、残事業と変更はございません。費用につきましては、残事業が6.8億円となりますが、B/Cは変更はございません。その他の効果といたしましては交通安全の確保、地域活性化、災害に強い道路など下段に記載の効果が見込まれております。11-4をお願いいたします。事業計画など再評価の要因につきまして御説明をさせていただきます。事業採択後、用地測量に着手したところ、事業予定地が著しい地図混乱地域であることが判明し、法務局等と協議した結果、国土調査の実施により是正する方針が決定いたしました。その調整に不測の時間を要したため事業着手できなかったものです。なお長野市等との協議の結果、令和3年度から令和4年度にかけて長野市におきまして国土調査を実施することが決定し、令

和5年度より用地補償に着手できることとなっており、国土調査完了後ただちに用地補償に着手できるよう現在物件調査を鋭意進めているところでございます。申し訳ございませんが11-1にお戻りください。左側中段にありますとおり、以上説明した内容を踏まえ、事業を所管する建設部公共事業評価委員会の意見は、記載のとおり継続が妥当との判断でございます。また、長野県公共事業評価委員会の意見は、建設部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断するとのことで、再評価案については継続としております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(永藤委員長)

ありがとうございました。それではただ今の説明に対して、質疑をお願いいたします。はい、古本先生。

(古本委員)

豊野駅の近くということで、実際に行ったことないんですけど、令和元年度の台風19号の時に少なからず被害を受けたということを知っているんですけども、台風被害の影響を受けて、例えば計画が変更されたとか、そういうことはあるんでしょうか。

(都市・まちづくり課)

元年度の災害の結果で計画を変更したということはありません。

(古本委員)

考慮したとか、そういう検討もなされていない。特にその必要がなかったということなんでしょうか。

(都市・まちづくり課)

そうですね、その時点で考慮したという状況はございません。

(古本委員)

分かりました。

(永藤委員長)

すみません、いいですか。私からで。こんな細かい質問で申し訳ないんですけど、この当初計画された時に、新規評価シートかなんかで、この費用対効果って、もちろん算定方法が今と違うので、論議になりませんが、当時は2.44という数字が出ていたんです。費用対効果が。今これ1.2ですよ。なんか、算定法が違ったにしても、あまりに大きく開きがあるので、そのへんがどうなっているのかなと思ったりして、調べられれば結構ですが、そのへんのディスタンスをちょっと調べていただいて、と思います。

(都市・まちづくり課)

推測にはなりますが、今回交通量推計を新たに行っておりまして、交通量の影響ですと

か、そのへんで若干変わってきたりする部分はあると思います。ただ今言われたとおり、かなり差があるので、そのへんについては再度確認させていただきたいと思います。

(永藤委員長)

はい。ほかに何か質問ございますでしょうか。

先ほど聞き漏らしたんですが、住民の皆さんについてはまったく、合意はあるんでしょうか。

(都市・まちづくり課)

はい、事業に対しましては、地権者を含め地域の合意は取れております。計画には皆さん賛成いただいております。

(永藤委員長)

ほかに御意見ありますか。はい。それではありがとうございました。

(事務局)

すみません、先ほど砂防課の案件で、食い違いといいますか、再度説明させていただきたいと思います。

(永藤委員長)

はい、分かりました。お願いします。

(砂防課)

申し訳ありません、先ほど私、地すべりで新規事業の、令和3年の7月6日に大きな崩壊をした小松原という地すべりがあるんですけれども、そちらにも産業廃棄物の施設がございまして。先ほど委員長のお話がありました、こちらの砂防の小松原、こちらにつきましては、以前砂防指定地内に不法投棄がございまして、その不法投棄によって、法律上その方の財産になるので、それがどかせられないということで工事中止をしていた経過があって、平成29年に公共事業の再評価をさせていただいております。その案件につきましては、先ほど御説明足りなかったんですけれども、28年2月に業者さんが自己破産いたしました、その後破産管財人が廃棄物を移動させたものですから、それで問題がなく、地元の方も進めてほしいということで、この事業は再開をしまして、順調に進んでおりますので、申し訳ございません。小松原というところがいろいろありまして、こちらの小松原はそういった理由、ということでございます。説明が不足しまして申し訳ございませんでした。

(永藤委員長)

こちらこそ、申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

#### (4) 詳細審議箇所の抽出について

(永藤委員長)

それでは、全ての箇所の説明が終わりましたので、詳細に審議する箇所の抽出を行います。事務局に審議箇所の抽出案があるようですので、説明をお願いいたします。

(事務局)

お配りしている資料6をご覧ください。一覧表の右側に事務局案が記載してございます。まず長野県の評価案件についてですが、新規評価につきましては2箇所しかありませんので、すべての箇所を選定したということで、2箇所に丸がついております。それから再評価につきましては、審議案件の件数が多かった砂防事業と道路改築事業、この中からもっとも残事業費が多い箇所、それぞれ、砂防事業でいいますと長久保沢北高木、道路改築事業につきましては小坂～有賀、この2箇所を選定しております。あと事後評価ですが、こちらも事業費が大きい箇所を選定しております。一つが浅川ダム、もう1箇所が国道117号替佐～静岡バイパス、この2箇所を事後評価の中から選定しております。

続いて安曇野市の評価案件ですが、こちらは1件しかございませんので、この箇所を選定していただいたらどうかということで、事務局案とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(永藤委員長)

それでは、ただ今の事務局案を参考に審議箇所を抽出したいと思います。

適宜御発言をお願いしたいと思います。どうでしょうか。例えば、これを加えてほしいとか、あれば、是非。これはやめるとか。あつたら是非、お願いしたいと思いますが。どうでしょうか。思い入れがあるところとか。どうでしょうか。

(新宅委員)

新宅です。理由も述べられているので、私は事務局案で賛成です。

(永藤委員長)

分かりました。ありがとうございます。どうでしょうか、ほかの委員の皆様。よろしいですか。ありがとうございます。そちらのZoom参加の方々、どうでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それじゃあ、事務局案のとおりにいたします。長野県の評価案件については、新規評価2箇所、再評価2箇所、事後評価2箇所の合計6箇所、それと安曇野市の新規評価案の1箇所ということで、以上を詳細審議箇所として、第2回以降に審議することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(永藤委員長)

ありがとうございます。以上で、詳細審議箇所の抽出を終了します。また、本日の審議

箇所の中で、追加の資料請求がありましたらお願いします。ありますでしょうか。

私はちょこちょこ言っていたので、あれば。ということで、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

## (5) その他

(永藤委員長)

それでは、その他について、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

今後の予定について、御説明いたします。今回は、今回抽出していただきました箇所の現地調査と詳細審議をお願いしたいと考えております。抽出箇所のとおり、北信方面と中南信方面の2回に分けて、それぞれ午前中に現地調査、午後に詳細審議ができるように行程を組んでいきたいと思っております。日程につきましては、事前に委員の皆様からいただいた日程確認票をもとに、現在調整をしております。8月末頃から9月末頃までに2回開催したいと考えております。日程が決まり次第、メール等により御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、現地調査が困難な場合もあろうかと思えます。そういった場合は、写真だとか動画等により詳細審議を実施する可能性もあるということで御承知おきいただければ、と思えます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(永藤委員長)

ありがとうございました。その他、連絡事項などありますでしょうか。また委員の皆様、全体をとおして何かございますでしょうか。なければ以上で、本日の議事は終了させていただきます。ありがとうございました。

## 7 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。本日は長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回長野県公共事業評価監視委員会終了させていただきます。ありがとうございました。